令和５年度　加須平成中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、学校教育目標である「自主的・自発的に学ぶ生徒」、「心豊かで思いやりのある生徒」、「心身ともに健康な生徒」の実現を目指し、日々の教育活動に取り組んでいる。本校は、全校生徒３３１名の中規模校であり、教科教室制を特徴とし、「個性を育む」学校である。地域においては学校に協力的な家庭が多く、落ち着いた学校である。

いじめに関してはこれまで、道徳や特別活動の充実に力を入れ、積極的な生徒指導を行うことで、いじめの防止に努めている。さらに、人権学習や非行防止教室の実施などを通して、いじめを生まない土壌をつくっている。また、毎月の教育相談アンケートをもとに、いじめの早期発見・早期解決を図るようにしている。

加須平成中学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「加須平成中学校基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「加須市基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

１　いじめの問題に関する基本的な事項

(1)　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。具体的な態様には、以下のようなものがある。

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
②　仲間はずれ、集団で無視をされる
③　ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
④　金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
⑤　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
⑥　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2)　いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

○　いじめは絶対に許されない
○　いじめは卑怯な行為である

○　いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
○　いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

(3)　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。いじめ＋防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、以下の点を重視して行う。

○　学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
○　いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを全ての生徒が理解できるようにすること
○　生徒が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること
○　生徒の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと

(4)　いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくることが必要である。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から生徒に関われる体制を整えておくことが重要である。さらに、仮にいじめが確認されたときには、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の３つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。なお、いじめ防止等のための取組をより実効性のあるものとするため、「学校基本方針」が、学校の実態に応じて機能しているかを点検、検証し、１年ごとに改善のための見直しをするものとする。

２　いじめの未然防止のための取組

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは、絶対に許されない」という認識をもたせ、学校や学級にいじめを生まない土壌をつくることが必要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1)　生徒の規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図る。また、日常的にいじめ防止等に関わる話題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気を学校全体で醸成するための取組を推進する。

○　「彩の国生徒指導ハンドブック　New I’s」や「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。

○　いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、生徒主体の「新・いじめをなくす３か条」を作成し、掲示する。

○　豊かな心の交流ができるようにするため、あいさつの基準を設定し、生徒が主体的にあいさつ運動を展開できる取組を推進する。

○　生徒に「加須平成中学校授業五原則」を周知し、学習規律を徹底する。

○　学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって生徒の変容を評価する体制をつくる。

(2)　道徳教育・人権教育の充実

生徒の道徳性を育むとともに、自他の存在を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

○　ボランティア活動や集団的な活動等の体験活動を生かし、自らの生き方について自覚を深めることができる道徳の授業を展開する。

○　「彩の国の道徳　学級づくりの羅針盤　～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用を年間指導計画に位置づけ、学年の発達段階に応じた効果的な授業を実践する。

○　５月に人権学習を実施し、人権標語の作成や人権作文の執筆など、人権啓発に係る取組を推進する。また、いじめ防止等に関わる授業を全学級で実施する。

(3)　生徒理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や人間関係によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、生徒一人一人を大切にしたわかりやすい授業を行うとともに、一人一人が活躍できる集団をつくる。また、ストレスに対して、適切に対処できる力を育むとともに、障がいについて、適切に理解した上で、生徒の指導にあたる。

○　全ての生徒が、わかる・できる喜びを実感できるとともに、他者と協力して授業に取り組めるようにするために、本校での研究成果を生かした「他者との関わり」を重視した授業を実践する。

○　生徒のコミュニケーションの力を養うため、全ての教科等において言語活動の充実を重視した授業を展開する。

○　１１月を教育相談月間とし、全生徒を対象に三者面談を行い、生徒理解に努める。

(4)　生徒の居場所づくりの推進

生徒の自己肯定感を高めることは、他者の大切さを認めることにもつながる。全ての生徒が、他者に認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、生徒が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。また、保護者や地域住民にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

○　学校行事等を実施する際に、生徒に自分の目標を設定させるとともに、その達成を評価・賞賛する。

○　地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果（主体的な活動）が日常の生活に発展するよう工夫する。昨年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施していない。

幼稚園との交流活動：３学年（技術家庭科）１０月

社会体験活動：２学年（総合的な学習の時間）１１月

(5)　生徒自らがいじめについて学べる取組の推進

生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、解決の方法を考えて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

○　５月の人権強化月間に、いじめ防止等に関わる道徳や学活の授業を全学級で実施する。

○　あいさつ強化週間を設け、生徒会本部役員を中心に、登校時のあいさつ運動を展開する。

○　生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」を作成し、いじめ問題の克服のための啓発を行う。

(6)　情報モラル教育の推進

生徒、保護者、地域住民が、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

○　インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性を生徒に理解させ適切な対応ができる実践力を養うため、１年生を対象にした情報モラル教室を実施する。

３　いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1)　定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい状態をつくるため、全校生徒を対象に毎月教育相談アンケートを実施する。

(2)　「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備

教職員用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、生徒のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

○　「いじめ撲滅期間」に合わせ、保護者に「いじめチェックシート」を配布し、家庭に活用を促す。

○　保護者用「いじめチェックシート」によりいじめの兆候を認知した場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して対策会議を開き、組織的に対応する。

(3)　日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

生徒の学校生活から得られる情報はもとより、教職員と生徒の間で行われている日記等や個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握することに努める。また、収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

○　生活ノートの記述や個人面談、三者面談等で得たいじめに係る情報は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で整理し、職員会議で教職員全体へ周知する。

(4)　いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

○　隔週木曜日に「教育相談委員会」を開き、教育相談ファイルを管理し、情報の一元化を図る。

(5)　学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、ＰＴＡや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

○　「学校だより」を通じて、保護者や地域の方に、いじめ問題の克服のための取組を周知するとともに、学校応援団のコーディネータ会議や学校評議員会等をとおして、いじめに係る情報を収集する。

(6)　インターネット上のいじめ情報への対応

保護者に対し、インターネット上のいじめの問題についての理解を求め、いじめの早期発見に努めるようにする。

○　生徒が携帯電話等でのトラブルに巻き込まれないようにするため、学級懇談会で、携帯電話等によるいじめの問題について取り上げ、携帯電話等を使用するルールを各家庭でつくるよう促す。

○　保護者から情報を得た場合は、保護者に状況を確認し、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

4　いじめの早期解消のための取組

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめの再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に生徒やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1)　生徒の安全の確保

生徒や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、以下の点に留意して、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

○　いじめの事実確認においては、迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。

○　いじめられた生徒に対応する場合は、生徒の心情に配慮し、他の生徒の目に触れないような時間や場所を選ぶ。

○　いじめを認知した場合は、登下校時や休み時間等を含め、関係する生徒の動向をつねに把握できる体制をつくる。

○　いじめに係る行為が止んで、少なくとも３ヶ月行為が止んでいることをいじめの解消の目安とし、いじめが行われていないか確認する。ただし、状況に応じて長期の期間を設定する。

(2)　教育委員会への報告及び関係生徒の保護者への連絡

いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は、直ちに校長に報告し、いじめに係る情報を教職員全員で共有できるようにする。その後、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに、いじめられた生徒及びいじめた生徒双方の保護者に事実を説明する。

○　いじめに係る情報を得た場合は、その日のうちに、臨時のいじめ対策会議を開き、情報の共有化を図るとともに、対応の方針を定める。

(3)　いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとるなどの必要な措置を講ずる。

【いじめられた生徒に対する配慮】

○　共感的に対応し、生徒の心の安定を図る。

○　「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。

○　自信をもたせる言葉がけをし、自尊感情を高める。

【保護者に対する配慮】

○　いじめの状況を確認したその日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。

○　保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。

○　必ず解決に向けて取り組むとともに、継続して支援することを伝える。

○　生徒の家庭での変化に注視し、ささいなことでも相談するよう伝える。

(4)　いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、いじめた生徒の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言をする。

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達やプライバシーの保護等に配慮し、以下の対応を行う。

【生徒に対する配慮】

○　いじめた生徒の心的背景に目を向けて指導をする。

○　心理的な疎外感を与えないように配慮しながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

【保護者に対する配慮】

○　「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、家庭での指導を依頼する。

○　生徒のよりよい変容のために、学校と家庭、双方の関わり方や役割等を確認する。

(5)　いじめが起きた集団への指導

いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする生徒の関係の修復を経て、いじめの当事者や周囲の集団が好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

○　はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同様であることを理解させる。
○　いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
○　当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題としてとらえさせることで、いじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

5　いじめ防止等のための組織の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する。本組織の構成は、本校の生徒指導部会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭とする。また、事案に応じて学級担任や部活動指導に関わる教職員等も加える。さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加を図る。

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、学校基本方針に基づくいじめ防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織とする。より実効的ないじめ問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。また、実際にいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体とする。ただし、教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次のとおりである。

○　本校のいじめに係る実態の把握
○　取組の実施
○　年間計画の作成、検証、修正
○　いじめに関する相談、通報への対応
○　いじめの情報の収集、記録、共有
○　対策会議等の開催
○　いじめの事案に応じた対応方針の決定と指導、支援体制の整備
○　家庭、地域との連携
○　学校におけるいじめ事案の調査
○　いじめの事例研究
○　学校基本方針の評価、見直し

６　重大事態への対応

(1)　重大事態の意味

重大事態とは、生徒が以下のような状態になった場合をいう。

○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 自殺を企図する
- 身体に重大な障がいを負う
- 金品等に重大な被害を負う
- 精神性の疾患を発症する　等

○　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- 年間３０日以上の欠席をする
- 一定期間連続して欠席をする

(2)　重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

(3)　調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

(4)　調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

○　重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。

○　因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。

○　教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。

○　調査に先立ち、調査対象となる生徒やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた生徒の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

(5)　調査結果の提供及び生徒への説明

　重大事態に係る調査を行ったときには、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。ただし、情報の提供にあたっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

(6)　調査結果の報告

　重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめられた生徒の保護者が、調査結果に対する所見を教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

令和５年５月８日改訂